

(2025年度 第11回) さくら山王自治会 役員会議事録

開催日時：2026年2月14日 13:00～:15:23

場所：山王集会所

参加：24名 欠席：0名（役員：24名）

- 班長の任期に対し「再任の場合は原則として連続2年とする」の規約があり、3年目となる班長がいること。班の統合により班長が49名となったことによる役員数の変更について意見があった。
- 3年目について規約上問題はなく、班が行った班長選任を班長会で議論することは適切ではない。班内での決定を尊重すべきである。
- 「原則2年連続を限度とする」「選出方法は輪番制を原則とする。ただし事情がある場合は班内の話し合いにより決定」と規約に書かれている。
- 役員数の変更に関しては、1月の役員会で班の統合を決議した後に、役員人数の削減も決定した。
- 3年連続で同じ人を班長に選任した2つ班において班内合意はどのようにとられたのか。
- 2つの班の班長から、班内合意の流れが説明された。27班は班員に説明文書を配布して同意書という形で合意を得た。24班は同意書をとっていないが、次の班長予定者と話をして了解を取り、その後、回覧板にて班長継続を班員に説明した。班員からの意見や反対はなかった。
- 規約では、輪番制を取らない場合、班内の話し合いにより決定するとあるが、今の説明は話し合いを行ったと言えますか？
- 自治会員全員が参加し活動するのが自治会活動です。班長にならない、または、なれない人が出てくる。2年前には班長が決まらない班があった。班によっては輪番制ができない場合もありうる。自治会活動はできる方がやっていくという形が良いかなとも思う。また、経験者がアドバイザーとして入り運営を担う役員をサポートする形も広げていきたい。
- 49名の班長の体制は決まっている。前回、異論は出されていないが、役員構成変更に関し決議を取るべきであったとのことであるので、再度確認を取りたい。
- 次年度の役員構成案は、3分の2以上の賛成で決議された。

【会計報告】

- 2024年度の決算書は、集会所積立金を収入から除外すれば赤字であった。
- 会費徴収世帯数は、961（1月の班長会の時点）。支出科目のうち自治会管理費的な科目を新たに設けまとめている。
- 2026年度収入に防災関連積立金とあるが、どのような中身なのか？
- 毎年徴収している年500円の防災活動対策費です。
- 予算及び決算について異議は出なかった。議案書案通り総会に提案することとなった。

【規約の改定正案】

- 第12条が定める役員会定足数の3/4は厳しい基準である。班長会でもやむを得ない事情による欠席者はいる。この際役員会及び班長会の定足数を2/3に変更してもよいのではないかと。
- 役員会及び班長会の定足数を、「3/4から2/3へ変更」することで採決を行ったところ、3分の2以上の賛成となった。議案書案は修正する。
- 集会所積立金月額150円は充分と言えるのか。今後もこの金額で積立てていくのか。

- 積立金の現状、見直しについて質問が総会で出されれば、説明します。
- 今後の資材コストの増加や費用の増額が見込まれる。その点を踏まえて説明してほしい。
- 第6条改正（表現を分かりやすくする）と第11条改正（班の数減少に伴う役員定数の削減）は3分の2の多数をもって改正案を可決。第12条改正（班長のほか正会員も役員候補者となることを可能にする）に関し採決を行った。3分の2を超える18名の賛成で改正案は同意された。第13条改正（集会所運営委員長の名称の整理）、第36条改正（経費にかかる表現の整理と収入科目の整理）、第37条改正（集会所積立金を会費と位置付ける）、第38条改正（防災関連積立金の規定を設ける）も同様に可決された。
- 第37条改正では、自治会費の集金時期の規定を削除したが、これは会計担当者が運用しやすいように、集金時期にかかる規定を削除するもの。役員会、班長会で集金時期を決定する形でよいのではないか。
- 第51条改正（集会所運営委員長の名称の整理）も同様に可決された。
- 自治会入会手続きの際、入会月により会費が変わる。入会は翌月扱い、退会は当月扱いで変更はないことを確認した。

【集会所運営委員会】

以上をもって役員会を終了後、集会所運営委員会が開かれた（集会所使用規則において、副会長が委員長を務め、委員は役員会メンバーと定められている）。次年度も集会所の使用料無料を希望する10団体から出されたことについて協議を行った。申請があった10団体すべて次年度も無料扱いとすることについて、特に異議はなく承認された。

以上